

令和8年度
浦安市自治会自主防災組織
連絡協議会総会

日 時：令和8年5月13日（水）
午後6時30分から午後7時30分
場 所：文化会館 小ホール

— 次 第 —

1 開会のことば

2 議題

議題1 令和7年度浦安市自治会自主防災組織連絡協議会事業報告について

議題2 令和8年度浦安市自治会自主防災組織連絡協議会事業計画（案）
について

議題3 浦安市自治会自主防災組織連絡協議会規約の改正について

3 その他（市からの連絡事項）

(1) 浦安市自主防災組織ガイドブック及び補助金、防災アプリについて

(2) 災害時における防災備蓄倉庫及び体育館の開錠について

4 閉会のことば

令和7年度 浦安市自治会自主防災組織連絡協議会事業報告

種類	実施日時・場所	事業名	内 容
自主事業	令和7年4月24日（木） 午後6時00分～ （市役所4階災害情報室）	第1回役員会	1. 令和7年度浦安市自治会自主防災組織連絡協議会総会資料について
	令和7年5月14日（水） 午後6時30分～ （文化会館 小ホール）	総会	1. 令和6年度浦安市自治会自主防災組織連絡協議会事業報告について
			2. 令和7年度浦安市自治会自主防災組織連絡協議会事業計画(案)について
			3. その他（市からの報告事項）
	令和7年7月11日（金） 午後6時～午後7時 各無線設置場所（自治会集会所等）	地域防災無線通信訓練	1. 防災無線訓練
	令和7年7月12日（土） 午前10時～午前11時 各無線設置場所（自治会集会所等）	地域防災無線通信訓練	1. 防災無線訓練
	令和7年8月21日（木） 午後7時～午後9時 （災害対策本部室、S2～S4会議室）	部会（元町・中町・新町）	1. 情報交換等
令和8年1月24日（土） 午前10時～正午 （S2～S4会議室）	研修会	1. 防災リーダー研修	
オンライン上	防災動画作成	1. 防災動画の作成 テーマ～防災アプリの使い方について～	
協力事業	令和7年4月26日（土）・27日（日） 午前10時～午後4時 （浦安公園）	市民まつり	1. 市民まつりへの参加
	令和7年10月4日（土） 午前10時30分～正午 （文化会館 小ホール）	講演会	1. 防災講演会 ※中止
	令和7年11月16日（日） 午前10時～正午 （高洲中学校）	総合防災訓練	1. 総合防災訓練への参加

事業計画の補足

- ・千葉県等で行っている研修のご案内について、窓口やホームページ等で周知させていただきました。

令和８年度 浦安市自治会自主防災組織連絡協議会事業計画(案)

種類	実施日時・場所	事業名	内 容
自主事業	令和８年４月２３日（木） 午後６時００分～ （市役所４階災害情報室）	役員会 【連絡協議会役員 対象】	1. 令和８年度浦安市自治会自主防災組織連絡協議会総会資料について
	令和８年５月１３日（水） 午後６時３０分～ （文化会館 小ホール）	総会 【自治会会長（自 主防災組織の長） 対象】	1. 令和７年度浦安市自治会自主防災組織連絡協議会事業報告について 2. 令和８年度浦安市自治会自主防災組織連絡協議会事業計画(案)について 3. その他（市からの報告事項）
	令和８年７月２日（木） 午前９時～正午 （消防本部 大会議室）	普通救命講習	1. 心肺蘇生法、ＡＥＤ使用方法、異物除去法など
	令和８年７月３日（金） 午前９時～正午 （消防本部 多目的ホール）	普通救命講習	1. 心肺蘇生法、ＡＥＤ使用方法、異物除去法など
	令和８年７月４日（土） 午前９時～正午 （消防本部 多目的ホール）	普通救命講習	1. 心肺蘇生法、ＡＥＤ使用方法、異物除去法など
	令和８年８月２０日（木） 午後７時～午後９時 （災害対策本部室、S2～S4会議室）	部会（元町・中 町・新町） 【部会員対象】	1. 情報交換等
	令和９年１月２３日（土） 午前１０時～正午 （消防本部 多目的ホール・訓練場）	研修会 【部会員対象】	1. 防災リーダー研修 貸与資器材や土のうステーションの使い方、地域防災無線通信訓練
協力事業	令和８年４月２５日（土）・２６日（日） 午前１０時～午後４時 （浦安公園）	市民まつり	1. 市民まつりへの参加
	令和８年１０月３日（土） 午前１０時３０分～正午 （市民プラザWave101 多目的大 ホール）	講演会	1. 防災講演会
	令和８年１１月１５日（日） 午前１０時～正午 （東小学校）	総合防災訓練	1. 総合防災訓練への参加

事業計画の補足

- ・千葉県等で行っている研修のご案内について、窓口やホームページ等で周知させていただきます。
- ・例年おこなっている「地域防災無線通信訓練」については、「防災リーダー研修」の中に含めます。

※市との地域防災無線通信訓練を個別に行いたい組織においては、平日の午前９時００分から午後５時００分までの間であれば、事前に調整のうえ実施することは可能です。ご相談ください。

浦安市自治会自主防災組織連絡協議会規約（案）

（名 称）

第1条 この会は、浦安市自治会自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は、自治会の自主防災組織相互の協力体制と自主防災組織活動の充実を図ることを目的とする。

（事 業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）自治会の自主防災組織相互の情報交換に関すること。
- （2）防災に関する知識の普及に関すること。
- （3）市の行う防災対策への協力に関すること。
- （4）その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（会 員）

第4条 協議会は、浦安市自治会連合会会員の自治会会長で構成する。

2 前項の規定にかかわらず、自治会会長で構成することが難しい場合は、当該自治会の自主防災組織の規約に定める代表者その他これに準ずる者をもって充てる。

（役 員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| （1）会 長 | 1名 |
| （2）副 会 長 | 3名 |
| （3）幹 事 | 3名 |
| （4）庶 務 | 1名 |

（役員を選出）

第6条 会長、副会長及び幹事は、浦安市自治会連合会役員をもって充てる。

2 庶務は、浦安市総務部危機管理課長の職にある者をもって充てる。

（役員の仕事）

第7条 会長は、協議会を代表して会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 幹事は、元町、中町、新町地区を代表し、連絡調整を行う。

4 庶務は、一般事務を処理する。

（会 議）

第8条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、会員の半数以上の出席をもって成立する。また、会員に事故があるときは、当該自治会の役員の中から代理の者1名を出席させることができる。

3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会議の種類は、次のとおりとする。

（1）総会

（2）役員会

（部 会）

第9条 第3条に規定する事業を適正かつ効率的に推進するため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、元町、中町及び新町地区の3部会とし、別表の者をもって構成する。

3 部会長は、部会における調査研究又は検討の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

（事務局）

第10条 会務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、浦安市総務部危機管理課に置く。

この規約は、平成24年11月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年5月13日から施行する。

別表

部会長	副会長及び幹事の中から会長が選任する者（各部会1名）
副部会長	各地区 <u>会員</u> の推薦を受けた防災担当者の中から部会長が指定する者（各部会1名）
部会員	各地区 <u>会員</u> の推薦を受けた防災担当者（各地区1名）